

計画作成年度	令和3年度
計画主体	五戸町

五戸町鳥獣被害防止計画

令和4年 2月17日 作成

<連絡先>

担当部署名	五戸町農林課
所在地	青森県三戸郡五戸町字古館2-1-1
電話番号	0178-62-2111
FAX番号	0178-62-2215
メールアドレス	norin@town.gonohe.aomori.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、カラス、カルガモ、ノウサギ、ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、タヌキ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	五戸町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目 (主たる被害作物)	被害数値	
		面積(ha)	金額(千円)
ツキノワグマ	該当なし	—	—
カラス	果樹(りんご、西洋梨)	0.26	201
カルガモ	該当なし	—	—
ノウサギ	該当なし	—	—
ニホンジカ	該当なし	—	—
アライグマ	該当なし	—	—
ハクビシン	該当なし	—	—
イノシシ	該当なし	—	—
タヌキ	該当なし	-	-
計		0.26	201

(2) 被害の傾向

<p>○ツキノワグマ 令和2年度の農林業被害はないものの、倉石地区や浅水地区で目撃情報が多くなってきている。</p> <p>○カラス 倉石地区及び浅水地区を中心に果樹の被害が発生している。</p> <p>○カルガモ 特に被害や目撃情報は把握されていない。</p> <p>○ノウサギ 五戸町内において目撃情報はあるものの、被害は把握されていない。</p>
--

○ニホンジカ 五戸町内において目撃情報はあるものの、被害は把握されていない。
○アライグマ 五戸町内において目撃情報はあるものの、被害は把握されていない。
○ハクビシン 五戸町内において目撃情報はあるものの、被害は把握されていない。
○イノシシ 隣接市町村で目撃情報はあることから、今後、農林業被害の発生が懸念される。
○タヌキ 五戸町内において目撃情報はあるものの、被害は把握されていない。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値（令和2年度）		目標値（令和6年度）	
	面積 (ha)	金額 (千円)	面積 (ha)	金額 (千円)
ツキノワグマ	—	—	—	—
カラス	0.26	201	0.13	100
カルガモ	—	—	—	—
ノウサギ	—	—	—	—
ニホンジカ	—	—	—	—
アライグマ	—	—	—	—
ハクビシン	—	—	—	—
イノシシ	—	—	—	—
タヌキ	—	—	—	—
合計	0.26	201	0.13	100

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○ツキノワグマ 箱罠を3基導入し、五戸町鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を実施。</p> <p>○カラス 鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を実施。</p> <p>○カルガモ なし</p> <p>○ノウサギ なし</p> <p>○ニホンジカ 箱わなを2基導入し、五戸町鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を実施。 センサーカメラによる生息状況調査を実施。</p> <p>○アライグマ 小型箱わなを10基導入し、五戸町鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を実施。</p> <p>○ハクビシン アライグマと同様。</p> <p>○イノシシ なし</p> <p>○タヌキ なし</p>	<p>ツキノワグマやカラスは、依然として目撃情報は寄せられているため、今後も継続して捕獲を行い、被害削減に努める必要がある。</p> <p>ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、タヌキに関しては目撃情報の急増を鑑みて、箱わなを導入して有害鳥獣捕獲を実施する必要がある。</p> <p>また、捕獲に従事する実施隊員の高齢化により今後、隊員の減少が予想されるため、実施隊員の確保が必要となる。</p> <p>有害鳥獣の目撃や農作物への被害があっても、情報提供が得られないケースが増加している。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>○ツキノワグマ 五戸町の広報やホームページによる、被害防止の呼びかけを実施。また、五戸町農林課、五戸警察署、鳥獣被害対策実施隊による現地調査を実施。</p> <p>○ニホンジカ センサーカメラによる生息状況調査を実施。</p>	<p>放任果樹等が有害鳥獣を誘引する原因となっているとの意識が農家へ浸透していない。</p> <p>防護柵を設置するには、設置場所の指定や設置費及び維持管理に係る経費負担が課題となる。</p>

(5) 今後の取組方針

平成25年に設置された五戸町鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動により被害の軽減を図る。

また、有害鳥獣の生息状況の把握及び、関係機関との情報共有を行い、効果的な捕獲活動を行う。

ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、タヌキについては、目撃情報を収集するとともに、町内に定着しないよう、箱わなを導入するなどして捕獲活動を積極的に実施する。

実施隊員の確保を図るため、狩猟免許取得支援などを実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

当計画による被害防止施策を実施するために、青森県猟友会五戸支部及び倉石支部各猟友会の会員の協力により設置した鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の捕獲を行う。

狩猟免許を所持している実施隊員は、鳥獣被害防止特措法第9条に定めのある対象鳥獣捕獲員として位置づける。

被害防止のためにわな又はライフル銃以外の銃器を使用した捕獲を実施するとともに、わなやライフル銃以外の銃器での捕獲が困難な場合には、鳥獣被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等の従事者によるライフル銃を使用したツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシといった大型獣の捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	ツキノワグマ カラス カルガモ ノウサギ ニホンジカ アライグマ ハクビシン イノシシ タヌキ	センサーカメラにより生息状況を把握し効果的な捕獲を行っていき、必要に応じて箱わな等の導入を行う。 また、鳥獣を捕獲する担い手の確保に向けて、狩猟免許取得に係る経費の補助を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正な捕獲を実施していく。

○ツキノワグマ

平成30～令和2年度の3か年の捕獲頭数は、9頭だった。

農林業への被害を防止するため、加害個体を捕獲することとし、3頭とする。

○カラス

平成30～令和2年度の3か年の捕獲羽数は、1,449羽（年平均483羽）だった。

加害個体を確実に減少させることとし、捕獲数は500羽とする。

○カルガモ

水稲への被害を防止するため、被害地域や被害状況を考慮しながら、必要最小数の捕獲を行うこととする。

○ノウサギ

苗木への被害を防止するため、被害地域や被害状況を考慮しながら、必要最小数の捕獲を行うこととする。

○ニホンジカ

目撃情報が急増しており、農林業被害の発生が懸念されるため、予察捕獲を含め、可能な限り捕獲する。

○アライグマ

目撃情報が急増しており、農作物被害の発生が懸念されるため、予察捕獲を含め、可能な限り捕獲する。

○ハクビシン

目撃情報が急増しており、農作物被害の発生が懸念されるため、予察捕獲を含め、可能な限り捕獲する。

○イノシシ

被害は把握されていないものの、近隣市町村において目撃情報が確認されていることから、農林業被害の発生が懸念されるため、予察捕獲を含め、可能な限り捕獲する。

○タヌキ

農作業への被害を防止するため、被害地域や被害状況を考慮しながら、必要最小数の捕獲を行うこととする。

(過去の捕獲実績)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ツキノワグマ	4頭	2頭	3頭
カラス	518羽	530羽	401羽
カルガモ	0頭	0頭	0頭
ノウサギ	0頭	0頭	0頭
ニホンジカ	0頭	0頭	0頭
アライグマ	1頭	0頭	0頭
ハクビシン	0頭	0頭	0頭

イノシシ	0頭	0頭	0頭
タヌキ	0頭	0頭	0頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	4年度	5年度	6年度
ツキノワグマ	3頭	3頭	3頭
カラス	500羽	500羽	500羽
カルガモ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ノウサギ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
タヌキ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容
<p>○ツキノワグマ 捕獲手段：箱わな、銃器 実施時期：農林業被害の発生が想定される5月～11月頃 実施場所：農林業被害のあった周辺において関係団体や土地の所有者と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。</p> <p>○カラス 捕獲手段：銃器（ライフル銃を除く） 実施時期：4月から10月 実施場所：被害が集中する収穫期等の前に過年度に被害が多く見られた地域で捕獲を行い、被害の軽減を図る。また被害が集中する期間にかけては、被害状況を調査の上、捕獲を実施する。</p> <p>○カルガモ 捕獲手段：銃器（ライフル銃を除く） 実施時期：4月から10月 実施場所：農作物被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。</p> <p>○ノウサギ 捕獲手段：箱わな、銃器（ライフル銃を除く） 実施時期：通年 実施場所：農作物被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。</p>

る。

○ニホンジカ

捕獲手段：わな、銃器

実施時期：通年

実施場所：目撃情報や痕跡のあった周辺において関係団体や土地の所有者と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。

○アライグマ

捕獲手段：箱わな

実施期間：通年

実施場所：目撃情報や痕跡のあった周辺において関係団体や土地の所有者と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。

○ハクビシン

捕獲手段：箱わな

実施期間：通年

実施場所：目撃情報や痕跡のあった周辺において関係団体や土地の所有者と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。

○イノシシ

捕獲手段：わな、銃器

実施期間：通年

実施場所：目撃情報や痕跡のあった周辺において関係団体や土地の所有者と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。

○タヌキ

捕獲手段：箱わな

実施期間：4月から10月

実施場所：農作物被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
五戸町	なし（権限移譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	4年度	5年度	6年度
なし			

(2) その他被害防止に関する取組

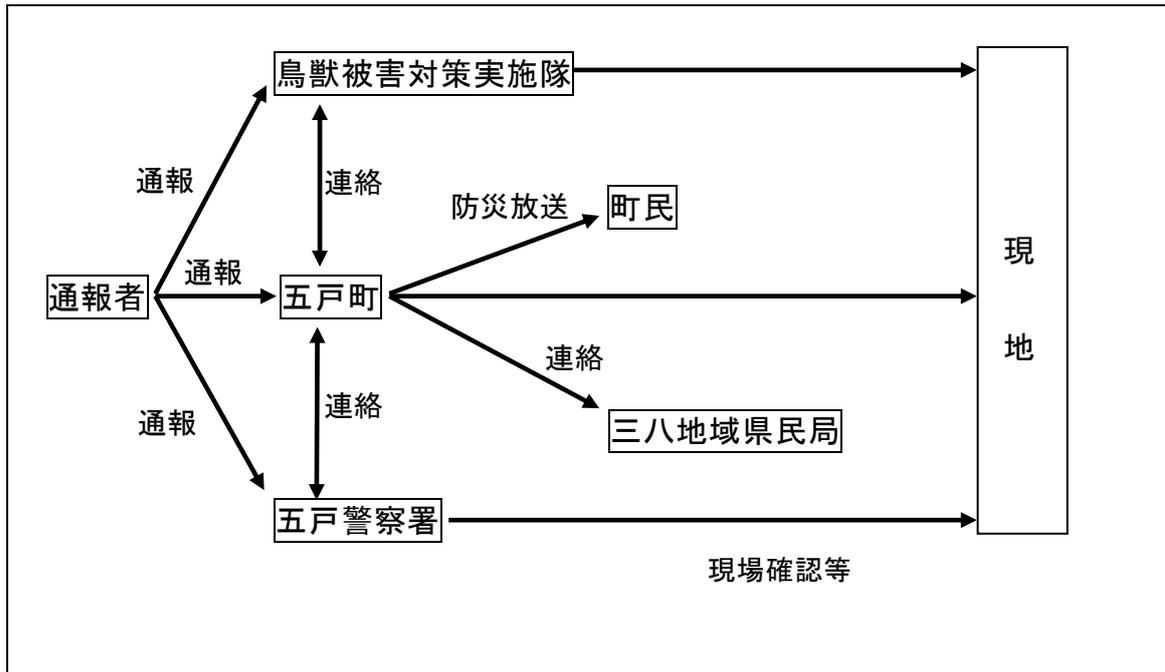
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	ツキノワグマ カラス カルガモ ノウサギ ニホンジカ アライグマ ハクビシン イノシシ タヌキ	効果的な追い払い方法、緩衝帯の設置方法、放任果樹の除去などの被害の軽減及び防止方法について被害農家に対して助言・指導する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
五戸町農林課	関係機関との連絡・調整、現地調査、町民への情報提供及び注意喚起
三八地域県民局地域農林水産部（農業普及振興室・林業振興課）	被害状況の把握、管内市町村への通知、町と連携した対応を図る
五戸警察署	被害状況の把握、被害現場の統制・管理
五戸町鳥獣被害防止対策実施隊（（一社）青森県猟友会五戸支部及び倉石支部）	現地調査、有害鳥獣捕獲の実施

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処理する。なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、五戸町廃棄物担当部局と連携して、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。また、五戸町鳥獣被害対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣については、協議会の構成員である五戸町等が廃棄物の排出者として適正に処理することとする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、食品等としての利用に適さない又は捕獲数が少なく安定供給できないので、上記6のとおり適切に処理する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	五戸町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
五戸町	被害防止計画の策定及び実施、有害鳥獣捕獲業務の決定等
三八地域県民局地域農林水産部（農業普及振興室、林業振興課）	有害鳥獣捕獲の専門的指導、助言等
五戸警察署	銃器等の取扱いに関する指導、助言等
八戸農業協同組合	農作物被害に関する情報の収集、提供等

五戸畜産農業協同組合	農作物被害に関する情報の収集、提供等
青森県鳥獣保護管理員	野生動物との共存に係わる指導、助言等
青森県猟友会五戸支部	有害鳥獣捕獲業務の実施等
青森県猟友会倉石支部	有害鳥獣捕獲業務の実施等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
三八地方森林組合	有害鳥獣の目撃等に関する情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>五戸町鳥獣被害対策実施隊の設置</p> <p>実施隊員は、青森県猟友会五戸支部・倉石支部及び町内に在勤又は在住している者から選出し、構成する。</p> <p>実施隊を「五戸隊」「浅水隊」「川内隊」「倉石隊」の4つの隊に分けて、それぞれの地区ごとに捕獲等を行っている。</p> <p>設置日は平成25年4月1日。</p> <p>隊員数は39人(令和3年10月時点)。</p> <p>五戸町鳥獣被害対策実施隊の役割</p> <p>町長が指示する対象鳥獣の捕獲にあたる。</p> <p>その他、鳥獣による被害軽減のために町長が必要と認める業務を行う。</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研修会等に積極的に参加する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣が五戸町と近隣市町村との境周辺に出没する場合は、その隣接する市町村と連携し、必要な施策を講じる。
--